

福祉を担う人材の確保について

～社会福祉士国家資格の任用・活用・配置促進に向けて～

平成26年10月3日

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会 副会長
同志社大学教授 上野谷 加代子

論点①

社会福祉士の任用・活用の現状は？

- 投資(学生、学校)に見合った社会福祉士の任用・活用がほとんど進んでいない(実効性のある方策が講じられていない)。

論点②

社会福祉士の任用・活用のための課題は？

- 昨今の福祉的課題に則った政策の流れに沿って社会福祉士養成教育が見直され、新カリキュラムによる養成が行われているにもかかわらず、実質的な任用の促進が図られていない。
- 社会福祉士の任用要件として定められている職種は、ほとんどが社会福祉主事との併記となっているため、実質的に社会福祉士が任用される状況となっていない。(特に、いわゆる『三科目主事』)
- 例えば、生活困窮者自立支援事業等における『相談支援員』『就労支援員』に社会福祉士を任用することが想定(明記)されない現状。

そもそも、

【政策（任用・活用）】・**【事業主（雇用）】**・**【人材養成】**
の間で、社会福祉士の任用・活用に関する認識にズレがあるのではないかと？

論点③

では、社会福祉士の任用・活用の拡大に向けて必要な取り組みは？

論点③：社会福祉士任用・活用に必要な取り組みについて（前提として）

H19年に改正された『福祉人材確保指針』では

福祉・介護サービス分野における人材の確保のための視点として・・・

- ① 就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るため、「労働環境の整備の推進」を図ること
- ② 今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上が図られるよう、「キャリアアップの仕組みの構築」を図ること
- ③ 国民が、福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であること等について理解し、福祉・介護サービス分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるよう、「福祉・介護サービスの周知・理解」を図ること
- ④ 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者等を有効に活用するため、潜在的有資格者等の掘り起こし等を行うなど、「潜在的有資格者等の参入の促進」を図ること
- ⑤ 福祉・介護サービス分野において、新たな人材として期待されるのは、他分野で活躍している人材、高齢者等が挙げられ、今後、こうした「多様な人材の参入・参画の促進」を図ること

などをあげ、

『介護福祉士や社会福祉士等の資格制度の普及を図るとともに、これらの有資格者の活用等の促進を図ること。
(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)』としている。

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)

H19年に改正された社会福祉士及び介護福祉士法の審議過程における国会付帯決議では（抜粋）

五 社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。

十一 司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

(第168回臨時国会衆議院厚生労働委員会附帯決議：H19.11.2)



6年以上が経過した現在、その成果は？

H19年社会福祉士及び介護福祉士法改正に伴い社会福祉士養成教育内容の見直し

- **新たな社会福祉士養成教育カリキュラムの構成**…16ページ一覧表参照
 - ①「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」、②「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」、③「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」、④「サービスに関する知識」、⑤「実習・演習」の科目群からなり、
- **新たな社会福祉士養成指定科目**
 - ①人体の構造と機能及び疾病、②心理学理論と心理的支援、③社会理論と社会システム、④現代社会と福祉、⑤地域福祉の理論と方法、⑥福祉行財政と福祉計画、⑦社会保障、⑧障害者に対する支援と障害者自立支援制度、⑨低所得者に対する支援と生活保護制度、⑩保健医療サービス、⑪権利擁護と成年後見制度、⑫社会調査の基礎、⑬相談援助の基盤と専門職、⑭相談援助の理論と方法、⑮福祉サービスの組織と経営、⑯高齢者に対する支援と介護保険制度、⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、⑱就労支援サービス、⑲更生保護制度

社会福祉士養成教育の動き	考えられる任用・活用等の成果の例
科目『保健医療サービス』の新設	診療報酬における加算等
科目『更生保護制度』の新設	【法務省関係】 保護観察所の社会復帰調整官(任用要件)／指定更生保護施設の職員(任用要件)／保護観察所の保護観察官(採用試験)／現任の保護観察官が社会福祉士資格を取得する動き／「社会を明るくする運動」における福祉関係団体との連携・協働
本協会がH20年度よりスクールソーシャルワーク教育課程認定事業開始	【文部科学省・内閣府(子どもの貧困対策関係)】 スクールソーシャルワーカーの配置を5年間で1万人に(任用要件ないものの社会福祉士等有資格者の配置を模索)／H27年度文科省予算概算要求では、 <u>スクールソーシャルワーカー配置の増員し(1,466人→4,141人)、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよ</u> 今後段階的に配置を拡充する
科目『就労支援サービス』の新設	? (労働分野、生活困窮者自立支援事業における就労支援員に社会福祉士を想定できない?)

【例えば】(6ページ以降の【参考:1・2】の資料を参照のこと)

- 生活困窮者自立促進支援事業における三支援員(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)の養成に必要なとされる教育内容は、社会福祉士養成教育カリキュラムと完全に合致している、唯一の国家資格であるといえる。
- 主任相談支援員には一つの要件として社会福祉士が記載されているものの、相談支援員、就労支援員の配置に社会福祉士が想定されていないのはなぜか。

<再掲>

- 昨今の福祉的課題に則った政策の流れに沿って社会福祉士養成教育内容が見直され、新カリキュラムによる養成が行われているにもかかわらず、実質的な任用の促進が図られていない。
- 社会福祉士の任用要件として定められている職種は、ほとんどが社会福祉主事との併記となっているため、実質的に社会福祉士が任用される状況となっていない。（特に、『三科目主事』は問題である。）
- 例えば、生活困窮者自立支援事業等における『相談支援員』『就労支援員』に社会福祉士を任用することが想定（明記）されない現状。

【結果として、社会福祉士は】

活用・配置されない資格という疑念 → 福祉の仕事に魅力がなくなる → 福祉の仕事に就かない

- そもそも、福祉・介護人材の確保が極めて困難な状況のなか、国を含めた福祉に関する業界全体が、中長期的な人材確保の方策も含めた検討をすべき時期であるが、業界内部において自ら矛盾を生み、**社会福祉士を目指す者をはじめ、福祉・介護人材を他に流出させることになっている**のではないかと懸念されている。

今後の福祉・介護人材を安定的に確保していく上で、福祉の仕事に対する極めて大きなイメージダウン・支障をきたし、結果として、**国民の福祉の向上を大きく損なうことになる**のではないかと懸念されている。

論点③

社会福祉士の任用・活用の拡大に向けて必要な取り組みは？

- 福祉・介護人材の確保が困難な状況は、いわゆる介護に関連の強い組織や団体のみの課題ではなく、福祉・介護に係る業界全体の構造的課題であり、業界が総力を挙げて取り組むべき。
- 短期はもとより中長期的視点で、福祉・介護人材の要となる関係の組織・団体等で構成する検討の場を継続的に設け、組織・団体間の利害を超えて、協働によるスケールメリットを生かしながら困難を乗り越えるべき。
- これらの課題認識から、本協会が考える福祉人材、とりわけ社会福祉士の配置・任用・活用等にかかる検討は、1～2回の検討の場によって解決できる課題ではなく、養成教育のあり方も含め、改めて相応の時間を設けて検討を行うべき。
- 社会福祉士の任用・活用を進める上で社会福祉士を明確に位置づけられない要因があるならば、現行の社会福祉士養成教育内容をさらに強化する方策を検討した上で任用・活用の実効性を高めるべきであり、本協会はそのために必要となる準備をしているところ。

【参考：1】生活困窮者自立支援事業における社会福祉士の活用

生活困窮者自立促進支援モデル事業等連絡会議（H26.4.24・25）資料より転載

自立相談支援事業に従事する各支援員の養成研修について

- 自立相談支援事業の実施に当たっては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、包括的かつ継続的な支援が適切に行えるよう、十分な専門性を有する支援員（※）を養成していくことが重要である。
（※）主任相談支援員、相談支援員、就労支援員
- このため、平成26年度から当分の間、国において直接、計画的に養成研修を行うこととし、平成26年度予算においては、当該養成研修の実施に必要な費用として約4,000万円を計上しているところ。
- なお、国が行う養成研修の実施状況を踏まえつつ、一定期間経過後は、都道府県単位で実施することについて、検討していくこととしている。
- 平成26年度に実施する養成研修では、各支援員に求められる資質を十分に高めることができるよう、専門的かつ実践的な研修内容とすることを検討している。
- 自立相談支援事業に従事する各支援員は、原則として養成研修を受講する必要があると考えているが、新制度施行段階においては、研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずる予定である。
- また、主任相談支援員については、自立相談支援機関の相談業務全般のマネジメントや、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応等の高度な相談支援技術が求められることから、養成研修の受講に加え、一定の資格又は実務経験を必要とすることを検討している。この点についても、新制度施行段階で要件を満たしていない場合であっても業務に従事することができるよう、一定の経過措置を講ずることを検討している。

自立相談支援事業の体制について(案)

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none">○ 相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成○ 困難ケースへの対応など高度な相談支援○ 社会資源の開拓・連携 など
相談支援員	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者への相談支援<ul style="list-style-type: none">・ アセスメント、プラン作成・ 社会資源の活用を含む包括的な支援の実施・ 相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ など
就労支援員	<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者への就労支援<ul style="list-style-type: none">・ ハローワークや協力企業などとの連携・ 能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓 など

平成26年度における養成研修対象者について

自立相談支援事業に従事する各支援員は、原則として養成研修の受講を義務づける予定であるが、新制度施行段階においては、一定期間、研修を受講していない場合であっても業務に従事することができるよう、経過措置を講ずる予定である。

1. 主任相談支援員養成研修の対象者

- 平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業において主任相談支援員として配置されている者（今年度中に配置する予定の者も含む。）
- なお、主任相談支援員については、一定の要件を課すことを検討しており、現時点においては以下の①から③のいずれかに該当することを考慮の上、選定いただきたい。
 - ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者
 - ② 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者
 - ③ 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である自治体の長が認めた業務に5年以上従事している者

2. 相談支援員養成研修の対象者

- 平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業において相談支援員として配置されている者（今年度中に配置する予定の者も含む。）
- なお、生活困窮者への相談支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、選定いただきたい。

3. 就労支援員養成研修の対象者

- 平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業において就労支援員として配置されている者（今年度中に配置する予定の者も含む。）
- なお、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であることを考慮の上、選定いただきたい。

※ 各研修の対象者はモデル事業において支援員として配置される者が基本となるが、都道府県、指定都市については、モデル事業を実施する予定がない場合についても、各研修の受講定員を超えない範囲で受講できるものとする。都道府県等の担当者には、各自治体において、行政や地域の関係機関を対象とした研修会等を企画すること等をお願いする。

各支援員の配置の考え方について

主任相談支援員 として配置

相談支援員 として配置

就労支援員 として配置

「主任相談支援員」	<p>主任相談支援員に 求められる応用レベル の講義及び演習</p> <p>【主任相談支援員カリキュラム】 ＜3日（21時間）＞</p>
養成研修	<p>【共通カリキュラム】 ＜3日（21時間）＞</p>

「相談支援員」	<p>相談支援員に 求められる応用レベル の講義及び演習</p> <p>【相談支援員カリキュラム】 ＜3日（21時間）＞</p>
養成研修	<p>【共通カリキュラム】 ＜3日（21時間）＞</p>

「就労支援員」	<p>就労支援員に 求められる応用レベル の講義及び演習</p> <p>【就労支援員カリキュラム】 ＜3日（21時間）＞</p>
養成研修	<p>【共通カリキュラム】 ＜3日（21時間）＞</p>

配置の考え方	<p>(ア) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師として保健、医療、福祉、就労、教育等の分野における業務に5年以上従事している者であり、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に3年以上従事している者</p> <p>(イ) 生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事している者</p> <p>(ウ) 相談支援業務に準ずる業務として、実施主体である自治体の長が認められた業務に5年以上従事している者</p>
--------	---

配置の考え方	<p><u>生活困窮者への相談支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への相談支援を適切に行うことができる人材</u>であることを考慮の上、選定</p>
--------	---

配置の考え方	<p><u>キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材</u>であることを考慮の上、選定</p>
--------	--

支援員に求められる基本倫理

1. 生活困窮者の権利擁護

① 尊厳の確保

本制度の対象者には、社会から差別や偏見、不平等な扱いを受け、人間としての尊厳が脅かされた経験があり、心に大きな傷を負っている方も少なくない。支援員は、利用者一人ひとりを、可能性や力を持つかけがえのない存在として捉えていく視点を持ち、人間の尊厳を確保していくことが求められる。

② 本人の主体性の確保

本制度における自立支援は、本人が自らの意思で自立に向けて行動するようになることが基本であり、本人が自ら選択し、支援員がその過程をサポートするという関係性が重要である。支援員は、ときには時間がかかっても、本人が自ら考え行動できるようになるまで待つことも大切である。

2. 中立性・公平性の確保

支援員は、利用者の権利を代弁する機能を担いながら、常に中立性・公平性を念頭においた支援が求められる。支援を行うにあたって、利用者本人のニーズを離れて、関係機関の都合が優先されることは避けなければならない。一方で、本人に対し受容的な姿勢を保ちながらも、客観的な判断ができなくなるという事態は避けなければならない。難しい判断が必要な場合は、チームや組織として決定することが大切である。

3. 秘密の保持

秘密保持の視点は、利用者と支援員の信頼関係を構築するためにも欠かすことのできないものである。利用者の状況を正確に把握することは、適切な支援を開始するために重要であるが、利用者にとっては、不安や生活状況を包み隠さず話すことは難しいものである。そうした中で得られた個人情報、高い意識を持って管理されなければならない。

支援員に求められる基本姿勢

1. 信頼関係の構築

利用者と支援員との間に信頼関係がなければ、本当の意味での支援は始まらない。利用者は、信頼を持っていない相手に対し、心を開き、過去の忘れたい出来事や本当は表現したくない気持ち、考えをきちんと伝えることはできない。お互いが課題解決に向けて同じ方向に動きだそうとする関係を構築することが重要である。

2. ニーズの的確な把握

ニーズとは、利用者自身が問題解決のために対応すべき本質的な課題であり、的確なニーズの把握は、適切な支援を行ううえで不可欠なものである。そのため、支援員は、利用者の話を丁寧に聞き、利用者の潜在能力や生活環境などのあらゆる側面から理解を深め、利用者にとってのニーズとは何かについて把握していくことが求められる。

3. 自己決定の支援

利用者が自らの意思で自立に向けて行動することができるよう、利用者のニーズ把握の過程から、利用者自身が持つ将来に向けた希望や展望などの思いに寄り添いながら、利用者が自分自身の力でその思いを実現していく内発的な動機付けを強化する。同時に、利用者の外部環境を整えていくことが求められる。

4. 家族を含めた支援

生活困窮の問題には、家族間の問題が潜んでいる場合も少なくない。家族全体の課題を解決しなければ、本人の自立を達成することが難しい場合もあり、本人の支援と合わせて、家族への対応も適切に行うことが求められる。他方、虐待などで家族から切り離すことを検討するケースもあるので注意が必要である。

5. 社会とのつながりの構築支援

利用者が社会参加と自立を果たすためには、利用者自身が、家族や友人のほか、近隣住民などとの社会関係を構築していくことが必要となる。例えば、同じ境遇で頑張っている仲間と話す機会を設けたり、自らを否定せずに受け容れてくれる居場所を用意したりするなどの工夫も必要であり、本人を支える環境を整備していくことが大切である。

6. チームアプローチの展開

利用者は様々な複合的な課題を有している。そのため、自立相談支援機関の各支援員だけではなく、関係機関や関係者からなるチームによる支援が必要である。全てのチームの構成員が、利用者の状況や解決すべき課題を共有し、よりよい解決策を検討し、それぞれが担う役割と責任を踏まえて課題の解決を図っていくことが求められる。

7. 様々な支援のコーディネート

利用者の自立を困難にしている要因は、その人ごとに異なったかたちで複合しているため、自立相談支援機関の支援員は利用者の状況に合わせた最も適切な支援内容をコーディネートしていくことが求められる。その際、福祉分野のみならず、保健、雇用、教育、金融、住宅、産業、農林漁業など、様々な分野と連携し、できる限り多くの選択肢の中から、利用者の課題を解決するための最善の方策を提示することが必要である。

8. 社会資源の開発

生活困窮者を支援するためには、あらゆる社会資源の導入が必要となる。仮に地域に十分な社会資源が用意されていない場合には、社会資源を開発するという視点が重要となる。社会資源開発の前提として、支援員はまず地域の社会資源の状況を把握することが求められる。

○ これら基本的な倫理面や基本姿勢については、社会福祉士及び介護福祉士法で以下のとおり規定されており、法的拘束力によって質が保証されている。

≫ **第2条（定義）**

この法律において「社会福祉士」とは、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を業とする者をいう。

≫ **第44条の2（誠実義務）**

社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

≫ **第45条（信用失墜行為の禁止）**

社会福祉士及び介護福祉士は、社会福祉士または介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

≫ **第46条（秘密保持義務）**

社会福祉士及び介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

≫ **第47条（連携）**

社会福祉士は、その業務を行うにあたっては、その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、地域に即した創意と工夫を行いつつ、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

≫ **第47条の2（資質向上の責務）**

社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

新たな教育カリキュラム

1. 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、
 - ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
 - ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
 - ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割等を適切に果たしていくことが求められている。
2. 今後の社会福祉士の養成課程においては、これらの役割を国民の福祉ニーズに応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、
 - ① 福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識
 - ② 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識

2 H19年改正士士法による教育内容の見直し(人材確保指針改正と同時期)

新たな教育カリキュラム

- ③ 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術
 - ④ サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術
 - ⑤ 地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術
 - ⑥ 専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践
- 等を実践的に教育していく必要がある。

3. 以上を踏まえ、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から以下のような視点で、教育カリキュラムの見直しを行うこととする。

【時間数】

- 一般養成施設については、現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、新たな分野の追加等により、1,200時間まで充実を図る。
- 短期養成施設については、現行の6月以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数は一般養成施設の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、660時間まで充実を図る。

新たな教育カリキュラム

【教育カリキュラムの構成】

○ 教育カリキュラムの構成は、

- ① 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ② 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ④ 「サービスに関する知識」
- ⑤ 「実習・演習」

の科目群からなるものとする。

○ なお、

- ・ 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」及び「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」については、社会福祉士に求められる知識及び技術のうち、主に2の①、③、④及び⑥に対応するものとして、
- ・ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」については、主に2の④及び⑤に対応するものとして、
- ・ 「サービスに関する知識」については、主に2の②に対応するものとして、
- ・ 「実習・演習」については、他の講義系科目との連動性にも配慮しつつ、2の①から⑥までの知識及び技術を実践的に習得するものとして、位置付け、それぞれ具体的に科目を設定する。

<国家試験科目(見直し後)> ※赤字は昨今の厚生行政等における生活困窮者自立支援事業等に関連すると思われる科目

- 総合的かつ包括的な支援を行うことができる人材、より実践力の高い人材を養成する観点から、社会情勢の実情等を踏まえて、旧カリキュラムには含まれていなかった科目・教育内容が新たに特出しされ、演習科目・実習科目はすべての養成校に基準が設けられた。
- 平成21年度の新カリキュラムの施行から、今年で5カ年度目。すべての社会福祉士養成校から新カリキュラムによる社会福祉士が既に輩出されている。

	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法 (180h)				
人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
心理学理論と心理的支援	30		○	○
社会理論と社会システム	30		○	○
現代社会と福祉	60	60	○	
社会調査の基礎	30		○	○
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術 (180h)				
相談援助の基盤と専門職	60		○	○
相談援助の理論と方法	120	120	○	
地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術 (120h)				
地域福祉の理論と方法	60	60	○	
福祉行財政と福祉計画	30		○	○
福祉サービスの組織と経営	30		○	○
サービスに関する知識 (300h)				
社会保障	60		○	○
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
保健医療サービス	30		○	○
就労支援サービス	15		○	○
権利擁護と成年後見制度	30		○	○
更生保護制度	15		○	○
実習・演習 (420h)				
相談援助演習	150	150	○	
相談援助実習指導	90	90	○	
相談援助実習	180	180	○	
合計	1,200	660	22科目	16科目

大学等においては三科目のうち、一科目

大学等においては三科目のうち、一科目

3. スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業 認定課程設置校一覧

2014年4月1日現在

学校名	所在地	電話番号
北海道医療大学	北海道石狩郡当別町金沢 1757	0133-23-1211
北星学園大学	北海道札幌市厚別区大谷地西 2 丁目 3 番 1 号	011-891-2731
東京福祉大学	群馬県伊勢崎市山王町 2020-1	0270-20-3671
淑徳大学	千葉県千葉市中央区大蔵寺町 200	043-265-9846
白梅学園大学	東京都小平市小川町 1-830	042-346-5636
帝京平成大学	東京都中野区中野 4-21-2	03-5860-4716
東京学芸大学	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7178
東京家政学院大学	東京都町田市相原町 2600	042-782-9811
日本社会事業大学	東京都清瀬市竹丘 3 丁目 1 番 30 号	042-496-3100
法政大学	東京都町田市相原町 4342	042-783-2800
明星大学	東京都日野市程久保 2-1-1	042-591-5111
YMCA 健康福祉専門学校	神奈川県厚木市中町 4-16-19	046-223-1441
YMCA 福祉専門学校	神奈川県川崎市多摩区登戸 3032-2	044-932-2015
田園調布学園大学	神奈川県川崎市麻生区東百合ヶ丘 3-4-1	044-966-9211
東海大学	神奈川県伊勢原市下糟屋 143 番地東海大学伊勢原校舎	0463-93-1121
富山国際大学	富山県富山市願海寺水口 444	076-436-2570
北陸学院大学	石川県金沢市三小牛町イ 11 番地	076-280-3850
日本福祉大学	愛知県知多郡美浜町大字奥田字会下前 35-6	0569-87-2211
大阪人間科学大学	大阪府摂津市正雀 1 丁目 4-1	06-6381-3000
大阪府立大学	大阪府堺市中区学園町 1-1	072-254-9771
桃山学院大学	大阪府和泉市まなび野 1-1	0725-54-3131
日本メディカル福祉専門学校	大阪府大阪市東淀川区大隅 1-1-25	06-6329-6553
関西国際大学	兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 3 番 23 号	06-6498-4755
関西福祉大学	兵庫県赤穂市新田 380-3	0791-46-2525
関西学院大学	兵庫県西宮市上ヶ原 1 番町 1-155	0798-54-6844
広島国際大学	広島県東広島市黒瀬学園台 555-36	0823-70-4611
四国学院大学	香川県善通寺市文京町 3 丁目 2-1	0877-62-2111
福岡県立大学	福岡県田川市伊田 4395	0947-42-2118
長崎純心大学	長崎県長崎市三ツ山町 235	095-846-0084
沖縄国際大学	沖縄県宜野湾市宜野湾 2 丁目 6 番 1 号	098-893-0069
沖縄大学	沖縄県那覇市宇国場 555	098-832-1768

School

Social

スクール（学校）ソーシャルワーク
教育課程認定事業

社会福祉士・精神保健福祉士有資格者を基盤とした、
実践力のあるスクールソーシャルワーカー養成に向けて

Worker

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会 / 一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会

〒108-0075 東京都港区港南四丁目七番八号 都漁連水産会館 6 階
電話：03-5495-7242 Fax：03-5495-7219 E-mail：office@jascsw.jp

www.jascsw.jp

一般社団法人 日本社会福祉士養成校協会 / 一般社団法人 日本精神保健福祉士養成校協会

1. スクール（学校）ソーシャルワーク 教育課程認定事業 とは？

<経緯>

（社）日本社会福祉士養成校協会と（社）日本精神保健福祉士養成校協会では、平成 20 年度より文部科学省が予算事業として始めた『スクールソーシャルワーカー活用事業』に合わせ、小中高をはじめとする学校において、いじめ、不登校、児童虐待、貧困などのさまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、教育分野に関する基本的な知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを養成するため、「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業」を平成 21 年度から開始しました。

<私たちが考えるスクールソーシャルワーカーとは>

「スクール（学校）ソーシャルワーク」とは、学校教育法第 1 条で定める学校のうち原則として 18 歳未満の児童生徒を対象とした学校、同法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他の施設・機関等（以下、「学校現場等」という。）において、学校及び日常での生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行うことをいう。スクール（学校）ソーシャルワークの基本は、児童生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために、人と環境の接点に生活の視点で介入し、支援を行う営みである。

- ☀️ 児童生徒が学校や家庭・地域で安心して生活する機会を保障する
- ☀️ 社会福祉などの資源を活用しながら児童生徒本人や保護者などのサポート体制をつくる
- ☀️ 児童生徒が抱える課題に、本人を取り巻く人々と連携して課題解決を図る
- ☀️ 小中高校等の先生が、教育者として本来業務に専心するために負担軽減を図る など

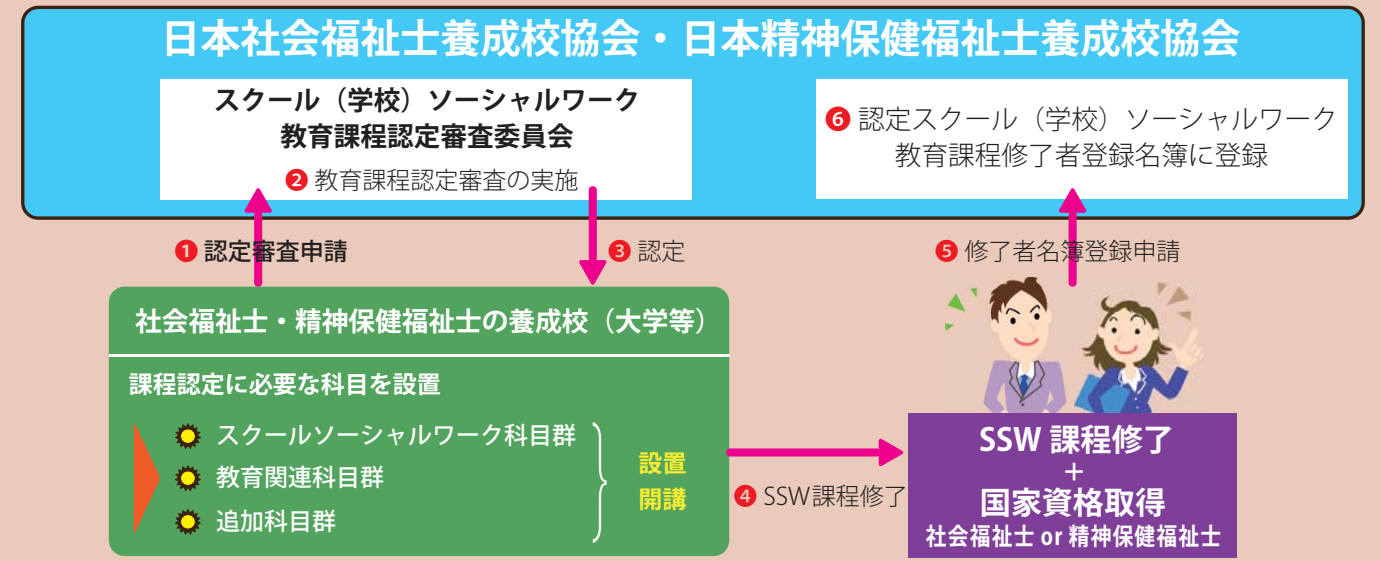
社会福祉士・精神保健福祉士の教育課程に、スクールソーシャルワーカーに必要な知識・技術を付加した教育課程を設置する大学等を認定し、実践力のあるワーカーを養成することが目標

しかしながら現状を見ると… 課題が多い現実…

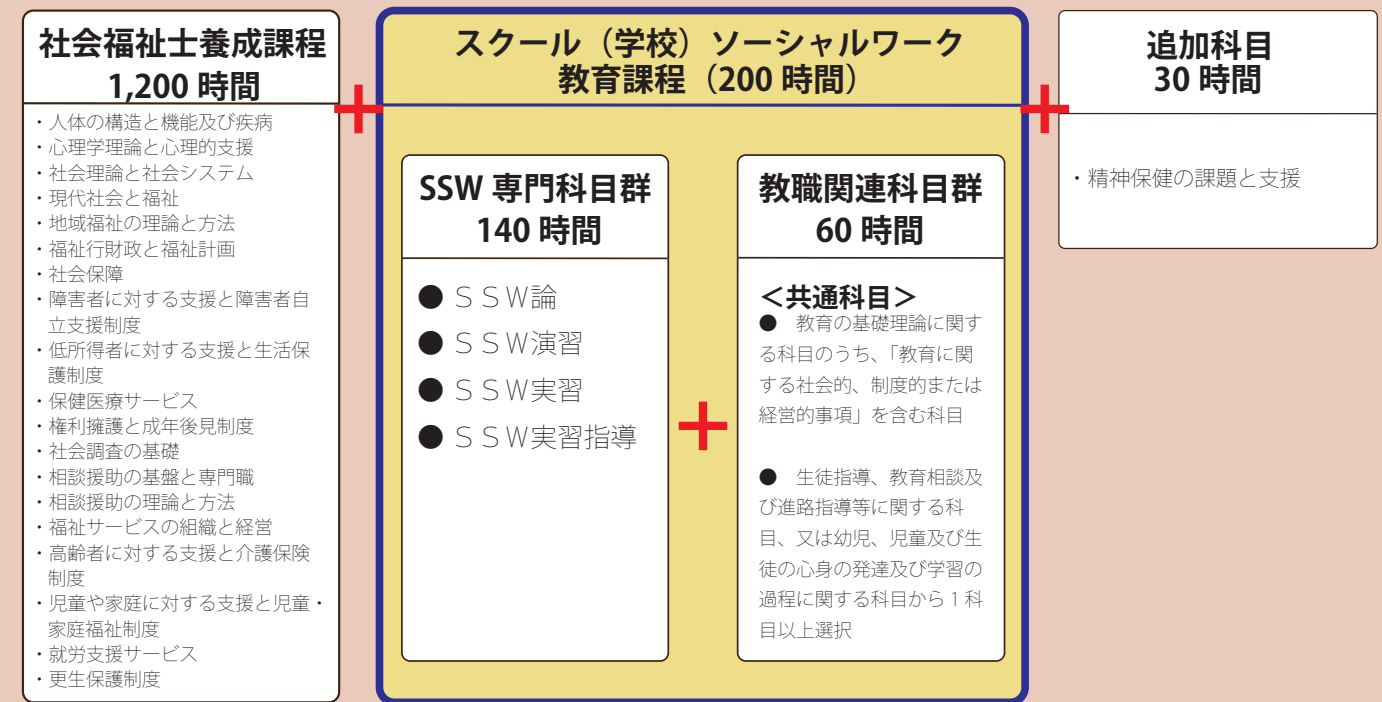
- ☀️ フルタイム勤務ではなく 1 日数時間の非常勤雇用契約を前提とされることが多く、不安定な雇用形態（非常勤・賃金）である
- ☀️ スクールソーシャルワーカーの活用・取り組みが自治体の意向や財政事情等によりかなりのばらつきがある
- ☀️ 社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職以外の者をスクールソーシャルワーカーとして採用する例が少ない
- ☀️ スクールソーシャルワーカーの業務は学外の行政機関や関係者・団体等の多様な職種・機関との協議や交渉など、多くの時間を要する専門的業務であるが、一定時間内に室内で行われるカウンセリングや診療などと業務構造が異なることが理解されにくい

2. 事業スキーム

<認定事業の流れ>



<SSW 教育課程カリキュラムの例（社会福祉士課程に付設の場合）>



- ☀️ 待遇・労働条件等が折り合わず、SSW の応募をためらう
- ☀️ SSW をめざしていた優秀な人材が他に流出してしまう
- ☀️ 近年、SSW をめざす学生が減少傾向にある

教育と福祉に関する知識・技術のある

優秀な SSW 人材の確保が困難に！